

あきる野市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）〔概要〕

1 計画改定の経緯

あきる野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）を踏まえ、平成26年12月に策定。

令和4年の感染症法改正により、有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が改正、令和7年5月に都行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定するものである。

特措法第8条：市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- *感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- *感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- *感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

3 対策の目的

（1）感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- ・感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（2）市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

4 発生段階等の考え方

（1）準備期

- ・市民に対する周知啓発
- ・市・事業者による業務継続計画等の策定
- ・DXの推進や人材育成
- ・実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善

（2）初動期

- ・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められる
- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えて、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（3）対応期

- ・封じ込めを念頭に対応する時期
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

5 対策項目

- ① 実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

各対策項目の考え方	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	役割整理や指揮命令系統の構築、研修や訓練を通じた関係機関間の連携強化	準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における実施体制を強化し、迅速に対策を実施	各対策の実施状況に応じて、柔軟に実施体制を整備し、見直しを行う
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染症危機において、市民等が適切に判断し、行動ができるよう、感染症対策等の情報提供・共有を実施	感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等の的確な情報提供・共有を実施	対策に対する市民の理解を深め、適切な行動につながるよう促す
③ まん延防止	急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止対策の実施について市民等の理解促進に取り組む	市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施	まん延防止対策を講ずることで医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する
④ ワクチン	円滑な接種を実現するために、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を実施	医療従事者やワクチンを確保し、迅速な予防接種につなげる	初動期に構築した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施
⑤ 保健	感染症情報について市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成	市民へのリスクコミュニケーションを開始し、感染拡大のリスクを低減	地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する
⑥ 物資	感染症対策物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施	市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、必要な感染症対策物資等の確保	初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認、必要な感染症対策物資等の確保
⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保	事業者や市民等に適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な準備を行うことを勧奨	事業者や市民等に感染対策等の準備や実施等の呼び掛け	準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を実施